

法務省委託

平成27年度 人権啓発ビデオ

活用の手引

国際連合創設 70周年記念

すべての人々の幸せを願って

～国際的視点から考える人権～

United Nations Seventieth Anniversary
For the Well-being of All:
Human Rights from an International Perspective



ナビゲーター 早見 優 ナレーター 窪田 等

- 国連の人権への取り組み (世界人権宣言と国際人権諸条約)
- 女性の人権 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)
- 子どもの人権 (児童の権利に関する条約)
- 障害のある人の人権 (障害者の権利に関する条約)
- 外国人の人権 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

企画 法務省人権擁護局
公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 株式会社 桜映画社

Presented by
The Human Rights Bureau of the Ministry of Justice
Center for Human Rights Education and Training

Produced by
Sakura Motion Picture Co.,Ltd.

全35分

字幕 (日本語・英語)
副音声入り
English subtitles available

活用の手引 目次

このビデオのねらい／国際連合と世界人権宣言	3
ビデオの内容・構成	4
監修・解説者・出演者の紹介	5

国連の人権への取り組み

(世界人権宣言と国際人権諸条約)	6
------------------	---

女性の人権

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	8
視聴のポイント	9
板書例、ワークシート	10

子どもの人権

(児童の権利に関する条約)	11
視聴のポイント	12
板書例、ワークシート	13

障害のある人の人権

(障害者の権利に関する条約)	14
視聴のポイント	15
板書例、ワークシート	16

外国人の人権

(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)	17
視聴のポイント	18
板書例、ワークシート	19

学習プログラム例 (50分・90分)	20
--------------------	----

必要な機材等

テレビモニターまたは、プロジェクターとスクリーン
DVD プレーヤー (推奨) またはパソコン

このビデオのねらい

人権の保護や促進に多大な貢献を果たしてきた国際連合創設70周年を記念して、このビデオでは、世界人権宣言及び国際人権諸条約が自分たちの身近にある人権課題とどのように関わっているかを国際的な視点から考えるために、4つの人権課題とそれぞれに関連する条約を資料映像や写真、事例の再現ドラマなどで紹介しています。

世界には、性別や人種、肌の色の異なる人々、大人や子ども、障害の有無など、一人ひとり違いを持ったたくさんの人たちが暮らしています。すべての人々が幸せに暮らせるように、私たち一人ひとりが相手の違いを認めつつ、同じ一人の人間として、相互に尊重し合うことの大切さを一緒に考えていきましょう。

主な対象者

中学生以上 ～ 一般



ビデオの内容・構成

全編再生 35分

● 国連の人権への取り組み

(世界人権宣言と国際人権諸条約)

● 女性の人権

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

● 子どもの人権 (児童の権利に関する条約)

● 障害のある人の人権 (障害者の権利に関する条約)

● 外国人の人権

(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

● まとめと人権相談窓口の紹介

● ブロック編再生

〈女性、子ども、障害のある人、外国人の人権の各ブロックの最後には、それぞれのまとめと人権相談窓口が紹介されています。〉

国連の人権への取り組み (世界人権宣言と国際人権諸条約) 5分

女性の人権 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) 9分

子どもの人権 (児童の権利に関する条約) 7分

障害のある人の人権 (障害者の権利に関する条約) 9分

外国人の人権 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約) 6分

まとめと人権相談窓口の紹介 2分

◆メニュー画面で「字幕」「副音声」「英語字幕」の有無を選択できます。

監修・解説者・出演者の紹介

監修・解説



● 女性の人権 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

特定非営利活動法人 国連ウィメン日本協会 理事長

ありま まきこ
有馬 真喜子



● 子どもの人権 (児童の権利に関する条約)

関西学院大学国際学部 教授

よしむら さちこ
吉村 祥子



● 障害のある人の人権 (障害者の権利に関する条約)

岡山理科大学総合情報学部 准教授

かわしま さとし
川島 聡



● 外国人の人権 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

同志社大学法学部 教授

さかもと しげあき
坂元 茂樹

ナビゲーター

● 早見 優



国際感覚をいかし歌手、女優業の他、絵本翻訳、子育てや料理本の出版などで幅広く活躍。環境問題にも関心が高く「地球環境女性連絡会」代表として92年地球サミット（ブラジルで開催）に参加。JCV世界の子どもワクチン日本委員会スペシャルサポーター。

ナレーター

● 窪田 等

声優。テレビ番組等でナレーターを務める。明瞭で分かりやすい口調、過剰に主張しすぎない語り口、抜群の安定感で、「情熱大陸」（TBS系）「報道ステーション」（テレビ朝日）をはじめ、多方面で活躍。

国連の人権への取り組み

(世界人権宣言と国際人権諸条約)

5分

内容

- 人類による人権獲得の歴史と国連の設立
- 世界人権宣言と国際人権諸条約



人権とは、人間が人間らしく生きるために、私たちが生まれながらに持っている権利です。

しかし、人権は、最初から守られていたわけではありません。人類が、人権を獲得するまでには、長い年月をかけ、多くの試練を乗り越えなければなりません。特に、20世紀には、二つの世界大戦が起こり、多くの尊い命が奪われました。

1945年に設立された国際連合（国連）は、人権を保障することが平和の基礎になるという考えから、すべての国が達成すべき基準として、1948年12月10日に「世界人権宣言」を採択しました。

この中で宣言された自由や平等についての基本的人権の考え方は、多くの国々の憲法や法律に取り入れられ、その後の世界で人権が尊重されるようになるきっかけとなりました。

この宣言は法的な拘束力を持たなかったことから、人種差別をなくすための条約や、女性や子ども、障害のある人の人権を守るための条約など、様々な条約がつけられました。

世界人権宣言（外務省仮訳・抜粋）

Universal Declaration of Human Rights

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

(以下略)

※全文は外務省ホームページをご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

女性の人権

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

9分

内容

- 国連と女子差別撤廃条約
- 女子に対する差別とは
- かたよった見方や古い習慣をなくす
- 職場での差別の禁止
- 女性に対する暴力
- 専門家による解説

特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会 理事長 有馬 真喜子



人は誰でも、人として尊重され、それぞれにふさわしい環境の下で人間らしく生きる権利を持ち、これは男性であろうと女性であろうとすべての人に平等です。

国連は、1979年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 Convention On the Elimination of All Forms of Discrimination against Women」を採択しました。この女子差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別をなくし、男女の完全な平等を達成することをめざしています。

しかし、世界の国々の実情に目を向けると、今でも女性の社会的な地位が低く抑えられ、男性と比べて不平等な扱いを受けている場面が多く見られます。

日本でも、女性へのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）など、女性の人権が傷つけられる様々な問題が起こっています。

女子差別撤廃条約について

この条約では、主に次のような内容を定めています。

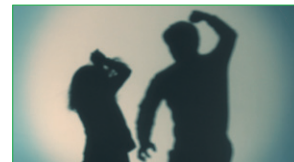
- 性別にもとづく区別や排除または制限で、女性の人権や基本的自由を侵害するものは、女性に対する差別にあたること。
- 女性は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、男性との平等を基礎として基本的人権と自由を保障されること。

視聴のポイント

日本では、「完全に男女の平等が実現されている」と言えるでしょうか…？



例えば、「男は仕事、女は家庭」と、性別だけで役割を決めてしまうことは、女性のさまざまな自由を一方向的に奪ってしまうことになりかねません。



セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由として解雇などの不利益な取扱いをするマタニティ・ハラスメントなど、女性の人権にかかわる問題は今なお発生しています。夫・パートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスの問題もあります。

女性と男性が相互の立場を尊重し合えるよう、理解を深めていくことが必要です。



板書例

女子差別撤廃条約

- ・女性に対する差別とは
- ・女性がいろいろな分野で活躍できる自由
- ・職場などでの男女平等

人権の視点に立って考えてみよう

- ・ドメスティック・バイオレンス
- ・「妊娠したなら会社を辞めてほしい」
- ・「男は仕事、女は家庭」

ワークシート

- ビデオで取り上げられている以外に、女性の人権にかかわるような問題が起こっていないかどうか、考えてみましょう。

- 男女がともにいきいきと活躍できるような社会を実現するためには何が必要なのか、考えてみましょう。

子どもの人権

(児童の権利に関する条約)

7分

内容

- 国連と児童の権利条約
- 差別の禁止
- 生きる権利、発達していく権利
- 虐待、放置の禁止
- 教育を受ける権利
- 専門家による解説

関西学院大学国際学部 教授 吉村 祥子



子どもも、大人と同じように一人の人間として大切にされ、生きる権利を持っています。

国連は、1989年に、「児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）」を採択しました。この児童の権利条約は、子どもの人権の尊重・確保の観点から必要となることを詳細に定めたもので、子どもたちに対するさまざまな配慮を求めています。

しかし、世界に目を向けると、学校に通わせてもらえなかったり、幼くして結婚させられたり、少年兵として戦わさせられるなど、人間としての基本的な権利や尊厳にかかわるような取り扱いを受けている子どもたちは、まだまだたくさんいます。

日本でも、いじめや児童虐待など、子どもの人権が傷つけられる様々な問題が起こっています。

児童の権利条約について

この条約では、主に次のような内容を定めています。

- 子どもの人種、皮膚の色、性別、言語、宗教などに基づく、あらゆる差別を禁止すること。
- 子どもは、誰もが生命・生存・発達の権利を持っていること。
- 子どもに対する取り扱いについて、最善の利益を考慮するべきであること。

視聴のポイント

子どもには、学校に行き、教育を受ける権利があります。しかし…日本では、不登校が大きな問題になっています。不登校の原因の1つに、いじめがあります。

いじめは、被害を受けた子どもの心身に深刻な影響を与える人権侵害であり、許されない行為です。

親などによる児童虐待の事件もたびたび発生しています。



子どもでなかった大人はいません。大人たちには、子どもを一人の人間として最大限に尊重し、守っていくことが求められています。

いじめや虐待の被害を受けた子どもたちが気軽に相談できる窓口の周知も重要です。

板書例

児童の権利条約

- ・差別の禁止
- ・生命、生存、発達の権利
- ・最善の利益

子どもの人権問題

- ・いじめ
- ・児童虐待
- ・体罰
- など

被害を受けたら、一人で悩まず、相談を！

- ・子どもの人権110番
- ・インターネット人権相談
- ・子どもの人権SOSミニレター

ワークシート

- ビデオで取り上げられている以外に、子どもの人権にかかわるような問題が起こっていないかどうか、考えてみましょう。

- いじめをなくすためにはどうすればよいのか、考えてみましょう。

障害のある人の人権

(障害者の権利に関する条約)

9分

内容

- 国連と障害者権利条約
- 合理的配慮
- 固有の尊厳、個人の自律と自立の尊重、無差別、差異の尊重
- 施設及びサービスなどの利用の容易さ(アクセシビリティ)
- 暴力と虐待の禁止
- 職場での差別の禁止
- 専門家による解説

岡山理科大学総合情報学部 准教授 川島 聡



障害のある人は、長い間、社会から保護される存在と見なされ、本来持っている自分で人生を選択し、決定する権利は軽視されがちでした。

障害のある人の人権を守る条約をつくるにあたり、障害のある人たちが「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と主張し、国連の取り組みに参加するとともに、条約づくりに参画しました。

そして、国連は、2006年に「障害者の権利に関する条約 Convention on the Rights of Persons with Disabilities」を採択しました。この中では、障害を理由とした差別を行わないこと、障害がある人たちの自己決定、自己選択の自由を尊重し、社会に参加できるようになることなどが求められています。

日本においても、障害のある人たちの人権問題を身近な問題として捉え、心のバリアを取り除き、障害のある人の社会参画を促進するために何が出来るのか考えていくことが大切です。

障害者権利条約について

この条約では、主に次のような内容を定めています。

- すべての障害のある人に、あらゆる人権や基本的自由が備わっていることを保障し、障害を理由に差別しないこと。
- 障害がある人たちの自己決定、自己選択の自由を尊重し、社会に参加できるようにすること。
- 障害のある人それぞれの必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを行う必要があること(合理的配慮)。

視聴のポイント

日本では、障害のある人が、自由に出かけたり、自分のやりたい仕事を見つけて働くことができる環境が十分に整っているでしょうか。



今まで、障害のある人が地域で普通に暮らせる環境を整備する「ノーマライゼーション」をめざして、施設などの整備が進められてきています。



今後、障害者差別解消法(2016年4月施行)のもとでは、障害のある人それぞれのニーズにあわせて変更・調整を行う合理的配慮が求められ、障害があることを理由として、サービスの提供を断ったり、制限することが禁止されます。

障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な社会を実現するためにも、十分な配慮と理解が求められています。



板書例

障害者権利条約

- ・障害を理由とした差別の禁止
- ・自己決定・自己選択の自由
- ・合理的配慮の必要

障害のある人の人権の視点から考えてみよう

- ・「働きやすい職場」
- ・「住みやすい街」
- ・「利用しやすい道具やサービス」

ワークシート

- ビデオで取り上げられている以外に、障害のある人が、社会で困っていることは何か、考えてみましょう。

- 障害のある人も含めて、誰もがいきいきと活躍できるような社会を実現するためには何が必要なのか、考えてみましょう。

外国人の人権

(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

6分

内容

- 国連と人種差別撤廃条約
- 人種差別とは
- 人種差別をあおる言動の禁止
- 移動、結婚、職業などの自由
- 専門家による解説
同志社大学法学部 教授 坂元 茂樹



人種や皮膚の色、民族、言語、宗教などが違うという理由で多くの人が差別されてきました。このような人種、民族に対する差別は、世界人権宣言にうたわれている人間の尊厳や権利についての平等を否定し、その実現を妨げるものです。

国連は、1965年に、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination」を採択しました。この人種差別撤廃条約は、すべての人間が持っている人権及び基本的自由の平等を守るために、民族や皮膚の色などによる差別を含め、あらゆる形態の人種差別を撤廃することを定めています。

しかし、人種、民族に対する差別はいまだに存在しています。世界には、外国人を追放しようとする感情が高まっている地域も存在します。日本でも、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に問題となっています。

人種差別撤廃条約について

この条約では、主に次のような内容を定めています。

- 人種、皮膚の色などに基づくあらゆる種類の人種差別を根絶すること。
- 人種差別を助長・扇動する宣伝活動を禁止すること。
- 人種、皮膚の色などによらず、誰もが平等である権利を認めること。

視聴のポイント

日本に住んだり、来日する外国人は増えています。こうした中で、言語、宗教、習慣などの違いから、さまざまな人権問題が起こっています。



外国人であることを理由として、アパートへの入居を断られたり、公衆浴場での入浴を拒否されるなどが、その例です。



また、最近、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして、社会的関心を集めています。

こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもなりかねないため、決して許すことのできない行為です。



板書例

人種差別撤廃条約

- ・あらゆる人種差別をなくす
- ・差別をおおることも禁止
- ・人種によらず誰もが平等である

外国人の人権問題

- ・アパートなどの入居拒否
- ・店舗や施設の利用を断られる
- ・嫌がらせやいじめ
- ・ヘイトスピーチ

ワークシート

- ビデオで取り上げられている以外に、外国人が、日本で困っていることは何か、考えてみましょう。

- 外国人に対する偏見や差別をなくしていくには何が必要なのか、考えてみましょう。

学習プログラム例・50分

「女性の人権」「子どもの人権」を題材とした、学習時間50分を想定した展開例です。

〈女性の人権・子どもの人権〉

再生するチャプターや全体の時間など、状況に応じて変更してください。

時間	項目	内容	留意点
0'00	1分間	はじめり 入室～自己紹介	
1'00	4分間	導入 ●学習の流れの紹介 Q:「人権について知っていますか?」「国際連合について知っていますか?」	◆今回の学習のテーマを提示する
5'00	5分間	ビデオ視聴① ●「国連の人権への取り組みと世界人権宣言」を再生	
10'00	4分間	話し合い① ●参加者の意見を聞く Q:「世界人権宣言や国際人権諸条約は、すべての人、すべての国が、共通して尊重しなければならない自由や権利について定めていますが、ビデオで説明されたもの以外に、どんな権利があると思いますか?」 「ここで説明された自由や権利は、世界のすべての国で守られているのでしょうか?」	◆参加者の意見を板書する
14'00	9分間	ビデオ視聴② ●「女性の人権」を再生	
23'00	3分間	ワークシート記入① ●「女性の人権」のワークシートの設問に参加者各自が記入	
26'00	5分間	話し合い② ●ワークシートに沿って参加者の意見を聞く Q:「ビデオで取り上げられている以外に、女性の人権にかかわるような問題が起こっていないのでしょうか?」 「男女がともにいきいきと活躍できるような社会を実現するためには何が必要でしょうか?」	◆参加者の意見を板書する
31'00	7分間	ビデオ視聴③ ●「子どもの人権」を再生	

時間	項目	内容	留意点
38'00	3分間	ワークシート記入② ●「子どもの人権」のワークシートの設問に参加者各自が記入	
41'00	5分間	話し合い③ ●ワークシートに沿って参加者の意見を聞く Q:「ビデオで取り上げられている以外に、子どもの人権にかかわるような問題が起こっていないのでしょうか?」 「いじめをなくすためには、どうすればよいのでしょうか?」	◆参加者の意見を板書する
46'00	3分間	振り返り ●参加者の振り返り Q:「今日のビデオを見て、どのようなことを思ったり、考えたりしましたか?」 「普段、身のまわりで『人権』について気づいたり、意識したことがありますか?」 「このビデオを見て、『人権』についての意識や考え方に変化はありましたか?」	
49'00	1分間	まとめ ●まとめ Q:「世界人権宣言やその他の人権関係の条約が、皆さんの日常生活と関わっていることが分かりましたか?」	
50'00		終了	◆再生したチャプターにあわせた人権相談窓口を板書して紹介する

学習プログラム例・90分

4つの人権課題全てを再生する、学習時間90分を想定した展開例です。

全体の時間など、状況に応じて変更してください。

時間	項目	内容	留意点
0'00	1分間	はじまり 入室～自己紹介	
1'00	4分間	導入 ●学習の流れの紹介 Q：「人権について知っていますか?」「国際連合について知っていますか?」	◆今回の学習のテーマを提示する
5'00	5分間	ビデオ視聴① ●「国連の人権への取り組みと世界人権宣言」を再生	
10'00	4分間	話し合い① ●参加者の意見を聞く Q：「世界人権宣言や国際人権諸条約は、すべての人、すべての国が、共通して尊重しなければならない自由や権利について定めていますが、ビデオで説明されたもの以外に、どんな権利があると思いますか?」「ここで説明された自由や権利は、世界のすべての国で守られているのでしょうか?」	◆参加者の意見を板書する
14'00	16分間	ビデオ視聴② ●「女性の人権」、「子どもの人権」を再生	
30'00	10分間	ワークシート記入① ●「女性の人権」、「子どもの人権」のワークシートの設問に参加者各自が記入	
40'00	10分間	話し合い② ●ワークシートに沿って参加者の意見を聞く Q：「ビデオで取り上げられている以外に、女性や子どもの人権にかかわるような問題が起こっていないのでしょうか?」「男女がともにいきいきと活躍できるような社会を実現するためには何が必要でしょうか?」「いじめをなくすためには、どうすればよいのでしょうか?」	◆参加者の意見を板書する
50'00	15分間	ビデオ視聴③ ●「障害のある人の人権」、「外国人の人権」を再生	

時間	項目	内容	留意点
65'00	10分間	ワークシート記入② ●「障害のある人の人権」、「外国人の人権」のワークシートの設問に参加者各自が記入	
75'00	10分間	話し合い③ ●ワークシートに沿って参加者の意見を聞く Q：「ビデオで取り上げられている以外に、障害のある人や外国人が困っていることはないでしょうか?」「障害のある人も含めて、誰もがいきいきと活躍できるような社会を実現するためには、何が必要でしょうか?」「外国人に対する偏見や差別をなくしていくには、何が必要でしょうか?」	◆参加者の意見を板書する
85'00	4分間	振り返り ●参加者の振り返り Q：「今日のビデオを見て、どのようなことを思ったり、考えたりしましたか?」「普段、身のまわりで『人権』について気づいたり、意識したことがありますか?」「このビデオを見て、『人権』についての意識や考え方に変化はありましたか?」	
89'00	1分間	まとめ ●まとめ Q：「世界人権宣言やその他の人権関係の条約が、皆さんの日常生活と関わっていることが分かりましたか?」	
		●人権相談窓口の紹介 ・みんなの人権 110番 ・女性の人権ホットライン ・子どもの人権 110番 ・外国語人権相談ダイヤル ・インターネット人権相談 ※それぞれの窓口の電話番号は、本冊子の裏表紙を参照	◆人権相談窓口を板書して紹介する
90'00		終了	

法務局・地方法務局 人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (全国共通)

 ゼロゼロみんなのひやくとおばん
0570-003-110

子どもの人権 110 番 (全国共通・通話料無料)

 ゼロゼロ なのひやくとおばん
0120-007-110

女性の人権ホットライン (全国共通)

 ゼロ ナナゼロのハートライン
0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル

英語 English **0570-090911**
中国語 Chinese **0570-050110**

インターネット人権相談受付窓口

24時間365日相談を受け付けています。

子どもの人権
SOS-eメール



インターネット人権相談

検索

人権ライブラリー

人権に関する資料や映像作品を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペース（無料会議室）をお探しの方は、人権ライブラリーをご活用ください。遠方の方でも、郵送等による貸出を行っています。詳細は下記までお問合せいただくか、人権ライブラリーのホームページをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL : 03-5777-1919 FAX : 03-5777-1954

Eメール library@jinken.or.jp

ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

開館時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日、年末年始は休館）

人権ライブラリー

検索

※この人権啓発ビデオは、動画共有サイトYouTubeの法務省チャンネルで視聴可能です。

法務省チャンネル

検索